

令和7年3月25日

第9回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第9回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和7年3月25日(火) 午後2時～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について

議案第 3 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 4 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について

議案第 5 号 農地法第5条事業計画変更に係る承認について

議案第 6 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 7 号 農用地あっせん申出について

議案第 8 号 令和7年度農作業標準賃金の改定について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番	松 木 茂 久	2 番	生 川 裕 也	3 番	福々迫 義 隆
4 番	前 田 真津美	5 番	井 手 康 則	6 番	西 村 久 則
7 番	滝 下 真弥子	8 番	石 嶺 義 孝	9 番	下高原 誠
10 番	内 蘭 光 弘	11 番	西川路 利 広	12 番	西 山 昭 二
13 番	小荒田 大 樹	14 番	徳 留 幸 信	15 番	下 川 道 孝
16 番	池 田 由美子	17 番	濱 田 保	18 番	田 代 繁 樹
19 番	税 田 祐 子				

農地利用最適化推進委員

20 番	川 畑 淳 一	21 番	森 川 泰 夫	22 番	奥 村 祐 樹
23 番	前 田 剛	24 番	今 村 量 則	25 番	南 圭 司
26 番	京 田 富 久	27 番	鶴 田 伸一郎	28 番	小 村 亮 太
29 番	湯之上 大 幸	30 番	廣 森 修	31 番	田之上 洋
32 番	濱 田 卓 郎	33 番	上 拂 忠	34 番	松 澤 雅 人
35 番	澤 山 善 治	36 番	下吹越 浩 之	37 番	大 迫 恵 太

1 小委員長

11 番 西川路 利 広

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

小 吉 建 治

主幹兼農地総務係長

前 村 修

農地総務係主査

榎 原 かおり

主幹兼振興係長

前 田 昭 市

振興係主事

藤久保 宏 実

振興係主事

池 田 恵

主幹兼地域計画係長

向 吉 真 一

地域計画係主査

宮 崎 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第9回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「18番委員」と「19番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の10ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の11ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は15件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法

議長

第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち所有権移転分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に準用し、23番委員の退席を求めます。

(23番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(23番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち所有権移転分の2番から15ページ15番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち所有権移転分の2番から15番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分の2番から15番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の16ページから34ページまでの70件で、うち新規が57件、再設定が13件となっています。

議長	議案書の１６ページをお開きください。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。 なお、３４ページの総合計は１１７筆、１４２、１９５㎡です。 今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法 第１８条第３項の各要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第１号のうち利用権設定分の１番について、ご審議願 います。
議長	これにつきましては、会議規則第２５条の規定に基づき、議長を降り 退席いたしますので、２番委員に議長をお願いいたします。 （議長退席、２番委員と議長を交代） １番委員に代わりまして、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。 それでは、議案第１号のうち、利用権設定分の１番について、ご審議 願います。
委員 議長	ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第１号のうち利用権設定分の１番については、原案のとおり承認 することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係 る意見決定についてのうち、利用権設定分の１番については、原案のと おり承認することに決定いたします。 利用権設定分の１番の審議が終了しましたので、１番委員と議長を交 代いたします。
議長	（１番委員復席、議長交代） 次に、議案第１号のうち、利用権設定分の２番から４番について、ご 審議願います。 これにつきましても、会議規則第２５条の規定に基づき、６番委員の 退席を求めます。
委員	（６番委員の退席を確認） ご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。

議長	議案第1号のうち利用権設定分の2番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分の2番から4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(6番委員の復席を確認)
	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の5番について、ご審議願います。
	これにつきましても、会議規則第25条の規定に基づき、16番委員の退席を求めます。
	(16番委員の退席を確認)
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。
委員	議案第1号のうち利用権設定分の5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
議長	「異議なし」の声あり。
	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分の5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(16番委員の復席を確認)
	次に、議案第1号のうち、利用権設定分の6番から8番については、新規就農者に関する案件で、事務局が営農状況等の調査を行っておりますので、事務局への報告を求めます。
事務局	それでは、新規就農者についてご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。
	申請人は、実家の農業の後継ぎとして10年ほど前から就農していましたが、このたび利用権設定による経営面積が30aを越えたため、新規就農者となりました。
	既に就農して10年になることから、農機具の操作や栽培技術については、特に問題ありません。
	作業に従事するのは、本人と妻の他にアルバイトを1人雇用しているとのことです。

	栽培品目としては、オクラ、カボチャ、スナップエンドウを中心に、年間販売高900万円を目指しているとのこと。 なお、営農計画書を審議資料の1ページに掲載していますので、ご参照ください。 以上で報告を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の報告のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち利用権設定分の6番から8番について、ご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち利用権設定分の6番から8番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分の6番から8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の9番から34ページ70番まで、一括審議願います。
11番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
事務局	番号55番の賃借料が高いと思いますが、何か理由がありますか。
議長	ハウス込みの料金となっているため、高く設定しています。
委員	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち利用権設定分の9番から70番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分の9番から70番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。

事務局

今月の議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定は9件です。

それでは、議案書の35ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、市町村に対し農用地利用集積等促進計画案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるようになっており、同法第19条第3項の規定において「市町村は、農用地利用集積等促進計画案の作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。

議長

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第2号の1番から37ページ9番まで、一括審議願います。

委員

ご質疑、ご意見はございませんか。

議長

「なし」の声あり。

議案第2号の1番から9番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

3月10日の転用調査時に私と19番委員、24番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおります。

1番、2番、4番、5番、7番、8番は知人への贈与、3番は子への

議長

贈与，6番は親族への贈与，9番から16番は売買で，贈与税に関しては理解しているとのこととす。

また，16件のうち10番は，住宅に隣接する農地で，所有権移転の特例を適用した申請となっていますが，いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく，周辺への影響はないものと思われます。

最後に，農地法第3条調書及び位置図，字図につきましても，審議資料の2ページから61ページに添付してありますように，すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても，農地法第3条調書のとおり，すべての案件が，前述の各号には該当せず，許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断しますが，審議資料等をご参照のうえ，ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は，ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは，議案第3号のうち1番について，ご審議願います。

これにつきましては，会議規則第25条の規定に基づき，4番委員の退席を求めます。

（4番委員の退席を確認）

ご質疑，ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第3号のうち1番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって，議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち1番については，原案のとおり承認することに決定いたします。

（4番委員の復席を確認）

次に，議案第3号のうち2番から42ページ16番まで，一括審議願います。

ご質疑，ご意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第3号のうち2番から16番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって，議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決

小委員長

定のうち2番から16番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

今回の申請は1件です。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりで、事業目的は農業用倉庫の建築です。

審議資料の62ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ800m離れた、農用地区域内農地で、東は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、不許可の例外である、農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、農機具や農業用資材の保管場所として農業用倉庫1棟を建築する計画ですが、すでに着工していたことから、始末書が添付されております。

また、代替地についても数か所検討しましたが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面における一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では、用途区分変更もやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号の用途区分変更申出について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

小委員長

次に、議案第5号農地法第5条事業計画変更に係る承認についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

事業計画変更に係る申請は1件です。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりで、転用目的は養殖池の整備です。

審議資料の63ページをご覧ください。

申請地は、 から北東へ560m離れた農地で、東と西は宅地及び畑、南は水路、北は河川に接しています。

令和7年1月24日開催の第7回農業委員会議案第5号1番で審議いただき許可された案件です。

前回申請の際は、1筆に1棟を整備する計画でしたが、事業規模を拡大するために、隣接地にも養殖池をもう1棟整備する計画になったことから、今回変更の申請がなされたものです。

土地の形状や周辺農地への影響等につきましては、前回の計画内容からの変更は無いため、特段問題ないと判断されます。

今回、事業内容が変更されることから、隣接地の新たな5条申請も同時に提出されておりますので、議案第6号3番にて審議いただくこととなっております。

以上、報告のとおり、小委員会では、事業計画変更はやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号農地法第5条事業計画変更に係る承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見

小委員長

決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

番号1番と2番は関連しますので、一括して報告します。転用目的は建売住宅です。

審議資料の63ページをご覧ください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ200m離れた農地で、東は畑及び用悪水路、西は宅地、南は畑、北は畑及び宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は不動産と建築業を営む会社の代表で、それぞれの申請地に建売住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを設置する予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番です。転用目的は、養殖池です。

審議資料の63ページをご覧ください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ560m離れた農地で、東と西は宅地及び畑、南は水路、北は河川に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、養殖業や農水産物加工品等の製造・販売を営む法人で、本店は大阪にありますが、現在、西方地内において、エビの稚魚などの養殖を行っております。

今回、新たに申請地を取得し、すでに転用許可を受けている隣接地と一体でバナメイエビの陸上養殖を行う計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行います。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番です。転用目的は一般住宅です。

審議資料の64ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ330m離れた農地で、東と北は市道、西は宅地、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番です。転用目的は一般住宅です。

審議資料の64ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから西へ70m離れた農地で、東は公衆用道路、西は原野、南は市道及び里道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

なお、申請地面積が694㎡で、一般住宅の転用許可基準面積とされる500㎡を超えており、理由書が提出されていますが、北東側の319.68㎡は、県の土砂災害特別警戒区域に指定されており、建物の建築が制限されているところです。

また、当該警戒区域の一部は藪となっており、これらを除く一般住宅用地としての有効面積は指定区域を含めても600㎡程度であると推測されるため、申請地を分筆し、農地として残しても有効利用が見込めないことから、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。

土地の形状については、40cm盛土し、土留工事を行う予定です。境界にはブロックを設置する予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番です。転用目的は資材置場です。

審議資料の65ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ300m離れた農地で、東は雑種

地、西と北は畑、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、土木建設業を営む法人で、申請地を取得し、資材置場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、構造物の建築などはないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号7番です。転用目的は、貸事務所兼住宅展示場及び貸倉庫です。

審議資料の66ページをご覧ください。

申請地は、XXXXXXXXXXから西へ500m離れた農地で、東は市道、西と北は田、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、事務所兼住宅展示場及び倉庫を建築し、自己が代表を務める法人に貸し付ける計画です。

土地の形状については現状のままで、擁壁を設置する予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、7件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第6号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局	次に、議案第7号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案書の47ページをお開きください。 議案第7号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。 今月は、売渡申出が5件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。 なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の67ページから78ページに掲載しています。 続きまして、買受・借受希望をご説明します。議案書は49ページになります。 今月は、借受希望が1件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは議案第7号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ご質疑なしと認めます。
	このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げます。 議案書の47ページをお開きください。 番号1と番号2は、21番委員、2番委員。 番号3は、27番委員、8番委員、16番委員。 番号4は、1番委員、20番委員。 番号5は、23番委員、4番委員。 引き続き、買受・借受希望について申し上げます。 議案書の49ページになります。 番号1の仙田地区周辺が、33番委員、13番委員、19番委員。 川尻地区周辺が、22番委員、3番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	(各委員了解あり)
議長	それでは、議案第7号農用地あっせん申出については原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第8号令和7年度農作業標準賃金の改定についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第8号令和7年度農作業標準賃金の改定について、説明いたします。議案書の50ページをご覧ください。 前回の委員会終了後に会長、会長職務代理、農地部及び振興部の部長と副部長並びに事務局で検討会を開催しました。 まず、一般農作業の金額についてですが、直近の県の最低賃金に基づいて算出しており、今年度は7,700円以上としています。 機械作業の単価については、南薩3市の金額と調整し、県の最低賃金の上昇率6%を加味して、全体的に増額してあります。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第8号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
12番委員	マルチ作業の10aあたりの単価について、作物によってうね数やうね幅、また作業行程が違いますので、費やす労力や時間等を考えた場合、豆類や甘藷のマルチ作業はカボチャと比べると、うね数が多く、マルチを張る労力が余計にかかり、時間も長時間になりますので、もう少し高く設定した方がいいと思います。
議長	ただいまの12番委員の意見に対して、他に意見等はありませんか。
21番委員	この金額は、メートルでいくらか、算出根拠はありますか。
事務局	メートル単位での金額は算出していません。10aあたりの単価として、妥当な金額として当初から設定されています。 この賃金表については、まずは鹿児島県の最低賃金を基準に一般農作業8時間の賃金を定めます。これは南薩4市すべて同じです。他の機械作業に関する賃金については、南薩3市の設定金額を参考にして、近隣地域とのバランスを考慮しながら、また昨今の物価高騰なども加味して見直しております。 ただし、マルチ作業については、南薩3市では本市のように作物ごと

	の細かい設定がないため、比較が出来ませんので、今年度は議案にお示しの内容で設定させていただき、次回の見直し時には、作物ごとの労力や時間等を詳しく聞き取りを行い、検討したいと思います。
11番委員	10円単位は切り捨てていいと思いますが、何か支障がありますか。
事務局	支障はないと思いますので、次回の見直し時に検討したいと思います。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第8号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第8号令和7年度農作業標準賃金の改定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	本日の議題は、これで終了いたしました。
	ほかにごございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになければ、その他に入ります。
	その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	その他について、ご説明いたします。議案書の51ページをお開きください。
	その他（議案書51ページを参照して説明）
	1. 3月の行事報告
	2. 4月の行事予定等
議長	ほかにごございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。
	これをもちまして、第9回指宿市農業委員会を閉会いたします。
事務局	全員ご起立ください。
	一同礼。
	（閉会 午後3時30分）
	指宿市農業委員会会長 松木 茂久
	議事録署名委員18番委員 _____
	議事録署名委員19番委員 _____

